

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム規約

令和2年3月19日

(名 称)

第1条 本会は、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、多様な主体の積極的な参画及び官民連携により、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを推進し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりにつなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 グリーンインフラの推進に関する活動
- 二 グリーンインフラの社会的な普及に関する活動
- 三 グリーンインフラに係る調査・研究に関する活動
- 四 グリーンインフラを推進するための資金調達に関する活動
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本規約を遵守する以下の会員をもって組織する。

- 一 一号会員 都道府県及び市区町村
 - 二 二号会員 関係府省庁
 - 三 三号会員 民間企業、学術団体等(ただし、法人格を有する団体に限る)
 - 四 四号会員 個人
- 2 本会への加入を希望する者は、その旨を所定の書面により事務局に提出し、審査を経て承認されることで、会員となる。
- 3 会員は、書面により届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。
- 一 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - 二 会員等が解散又は営業を停止したとき
 - 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 四 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(会費等)

第5条 会費は当面これを徴収しない。ただし、運営委員会の議を経て必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(総会)

第6条 総会は、会長が必要と認めたときに、会長が招集、開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- 一 役員、運営委員長、運営委員の選出に関する事項
- 二 規約の制定及び改廃に関する事項
- 三 解散に関する事項
- 四 その他本会の意思決定に関する重要事項

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 総会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(役員)

第7条 本会に、役員として会長1名、会長代理1名を置く。

2 役員は、会員の中から総会で選出する。

3 役員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、本会を代表し、本会の運営に当る。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員会)

第8条 本会は、会務運営及び第3条の活動の遂行のために、運営委員会を設け、運営委員長1名及び運営委員複数名を置く。

2 運営委員長及び運営委員は、会員の中から総会で選出する。

3 運営委員長、運営委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集、開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

5 運営委員会は、部会の設置又は改廃等本会の運営に関する重要事項を決定する。

6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

7 運営委員会には、必要に応じて運営委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第9条 運営委員会は、運営委員会の任務に関する具体的な実施内容を検討するために必要な部会を設置又は改廃することができる。

- 2 部会の設置又は改廃は、運営委員会の決定による。
- 3 部会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 その他の事項については、本規約と別に定める「部会規程」によるものとする。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会員の協力を得て、国土交通省総合政策局環境政策課が行う。

(情報公開及び個人情報の保護)

第12条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、機密とするべき情報を除き、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

- 2 本会は、業務上知り得た個人情報の保護を適切に行うものとする。
- 3 会員は、本会を退会後も前項の規定が適用されるものとする。

(雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が本規約と別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年3月19日から施行する。
- 2 本会の設立時の事業年度は、本会設立の日から令和3年3月31日までとする。